

広島県水道広域連合企業団管理規程第6号

広島県水道広域連合企業団指定管理者選定委員会規程を次のように定める。

令和5年1月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団指定管理者選定委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第5号）別表に規定する広島県水道広域連合企業団指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 企業長の諮問に応じ、広島県水道広域連合企業団の公の施設の管理を行わせる指定管理者の選定に関し、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 指定管理者の候補者の選定に係る審査の項目及び方法に関する事項
- (2) 広島県水道広域連合企業団公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第4号。以下「条例」という。）第2条の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体から提出された申請書及び同条各号に掲げる書面の審査に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の候補者の選定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、公の施設の管理に関し優れた識見を有する者から、企業長が任命する。
- 3 委員の任期は、任命の日から条例第3条第1項の規定による指定管理者の指定の日までとする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。